

2023年11月9日

各 位

インフラファンド発行者名  
ジャパン・インフラファンド投資法人  
代表者名 執行役員 佐々木 聡  
(コード番号 9287)

管理会社名  
ジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社  
代表者名 代表取締役 佐々木 聡  
問合せ先 チーフ・フィナンシャル・オフィサー 深山 陽  
TEL:03-6264-8524

### グリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

ジャパン・インフラファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の本投資法人の役員会において、グリーンエクイティ（注）としての新投資口発行及び投資口売出しに関し決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

（注）本投資法人は、2023年11月9日付で改定した本グリーンエクイティ・フレームワークがグリーンボンド原則等の趣旨に準じるものであることを確認するため、第三者評価機関である株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といいます。）に評価を依頼し、セカンドオピニオンを取得しました。本投資法人は、かかる第三者評価機関による評価を取得した上で、本グリーンエクイティ・フレームワークに則り本投資口を発行します（かかる本グリーンエクイティ・フレームワークに則って発行された又は発行される投資口を「グリーンエクイティ」と名付け、かかる呼称で表すことがあります。）。本募集に際して取得したセカンドオピニオンにおいて、R&Iは、本グリーンエクイティ・フレームワーク策定前に発行された既発行分の投資口についても、本グリーンエクイティ・フレームワークの4項目に即したものとなっているか否かを確認し、本グリーンエクイティ・フレームワークに準じたものとなっていると考える旨の意見が示されています。そのため、グリーンエクイティは、本グリーンエクイティ・フレームワーク策定前に発行した投資口も含みます。各用語及びグリーンエクイティに関する詳細は、下記<ご参考>「8. グリーン投資口（グリーンエクイティ）」をご参照ください。

#### 記

##### 1. 公募による新投資口発行（一般募集）

- (1) 募集投資口数 61,000口
- (2) 払込金額 未定  
(発行価額) 2023年11月20日(月)から2023年11月21日(火)までのいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に開催する本投資法人の役員会において決定します。
- (3) 払込金額 未定  
(発行価額)の総額

ご注意：本報道発表文は、グリーンエクイティとしての本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。



- (4) 発行価格 未定  
(募集価格) 発行価格(募集価格)は、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における本投資法人の投資口(以下「本投資口」といいます。)の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)から1口当たり予想分配金3,010円を控除した価格に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。
- (5) 発行価格 未定  
(募集価格)の総額
- (6) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受会社(以下「引受人」と総称します。)に一般募集分の全投資口を買取引受けさせます。なお主幹事会社以外の引受人は、株式会社SBI証券とします。
- (7) 引受契約の内容 引受人は、下記(11)に記載の払込期日に払込金額(発行価額)の総額と同額を本投資法人へ払込み、一般募集における発行価格(募集価格)の総額との差額は、引受人の手取金とします。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。
- (8) 需要の申告期間 2023年11月16日(木)から発行価格等決定日まで  
(ブックビルディング期間)
- (9) 申込単位 1口以上1口単位
- (10) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで
- (11) 払込期日 2023年12月1日(金)
- (12) 受渡期日 2023年12月4日(月)
- (13) 払込金額(発行価額)、発行価格(募集価格)、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する本投資法人の役員会において決定します。
- (14) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 投資口売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記<ご参考>「1. オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。)

- (1) 売出投資口数 3,050口  
上記売出投資口数は、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの投資口数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。売出投資口数は、一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する本投資法人の役員会において決定します。
- (2) 売出人 みずほ証券株式会社

ご注意：本報道発表文は、グリーンエクイティとしての本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 売 出 価 格 未定  
発行価格等決定日に開催する本投資法人の役員会において決定します。なお、売出価格は、一般募集における発行価格（募集価格）と同一とします。
- (4) 売 出 価 額 の 総 額 未定
- (5) 売 出 方 法 一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が、丸紅株式会社から3,050口を上限として借り入れる本投資口の売出しを行います。
- (6) 申 込 単 位 1口以上1口単位
- (7) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とします。
- (8) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とします。
- (9) 売出価格、その他この投資口の売出しに必要な事項は、今後開催する本投資法人の役員会において決定します。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

3. 第三者割当による新投資口発行（下記<ご参考>「1. オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。）

- (1) 募 集 投 資 口 数 3,050口
- (2) 払 込 金 額 未定  
( 発 行 価 額 ) 発行価格等決定日に開催する本投資法人の役員会において決定します。なお、払込金額（発行価額）は、一般募集における払込金額（発行価額）と同一とします。
- (3) 払 込 金 額 未定  
( 発 行 価 額 ) の 総 額
- (4) 割 当 先 みずほ証券株式会社
- (5) 申 込 単 位 1口以上1口単位
- (6) 申 込 期 間 2023年12月26日（火）  
( 申 込 期 日 )
- (7) 払 込 期 日 2023年12月27日（水）
- (8) 上記(6)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとします。
- (9) 払込金額（発行価額）、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する本投資法人の役員会において決定します。

ご注意：本報道発表文は、グリーンエクイティとしての本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が、丸紅株式会社から 3,050 口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、3,050 口を予定していますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、借入投資口の返還に必要な本投資口をみずほ証券株式会社に取得させるため、本投資法人は 2023 年 11 月 9 日（木）開催の本投資法人の役員会において、みずほ証券株式会社が割当先とする本投資口 3,050 口の第三者割当による新投資口発行（以下「本第三者割当」といいます。）を、2023 年 12 月 27 日（水）を払込期日として行うことを決議しています。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から 2023 年 12 月 22 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買い付けた本投資口の全部又は一部を借入投資口の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって買い付けた口数を減じた口数について、みずほ証券株式会社は、本第三者割当に係る割当てに応じ、本投資口を取得する予定です。そのため本第三者割当における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合、みずほ証券株式会社による丸紅株式会社からの本投資口の借入れは行われません。したがって、みずほ証券株式会社は、本第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本第三者割当における新投資口発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口数の推移

現在の発行済投資口総数	375,170 口
公募による新投資口発行に伴う増加投資口数	61,000 口
公募による新投資口発行後の発行済投資口総数	436,170 口
本第三者割当に伴う増加投資口数	3,050 口（注）
本第三者割当後の発行済投資口総数	439,220 口（注）

（注）本第三者割当における発行投資口数の全口数についてみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行が行われた場合の口数を記載しています。

ご注意：本報道発表文は、グリーンエクイティとしての本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

### 3. 発行の目的及び理由

本投資法人は基本理念として社会に求められる良質な ESG 投資の機会を提供することで持続的な社会貢献を目指すことを掲げています。グリーンエクイティの発行を通じて、更なる投資家層の拡大や投資口の流動性向上による投資主価値の向上を目指すとともに、新たな太陽光発電設備の取得による資産規模の拡大とキャッシュフローの維持向上を目的として、長期安定配当が実現可能な 1 口当たり分配金の水準及び借入金額等を考慮しつつ検討を行った結果、新投資口を発行することといたしました。

### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

5,280,000,000 円（上限）

（注）一般募集における手取金 5,029,000,000 円及び本第三者割当の手取金上限 251,000,000 円を合計した金額を記載しています。また、上記金額は 2023 年 10 月 25 日（水）現在の東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

一般募集における手取金 5,029,000,000 円については、本グリーンエクイティ・フレームワーク（注 1）に定める適格基準（注 2）を満たす、本日付で公表の「国内インフラ資産の取得及び貸借に関するお知らせ」に記載の本投資法人が 2023 年 12 月 4 日付で取得を予定している特定資産の取得資金の一部に充当する予定です。残額があれば、一般募集と同日付をもって決議された本第三者割当による新投資口の発行の手取金上限（251,000,000 円）と併せて手元資金とし、将来の本グリーンエクイティ・フレームワークに定める適格基準を満たす新たな特定資産の取得資金の一部又は本グリーンエクイティ・フレームワークに定める適格基準を満たす特定資産の取得資金に充当した有利子負債の返済資金の一部に充当する予定です。

（注 1）詳細は、下記「8. グリーン投資口（グリーンエクイティ）」をご参照ください。

（注 2）「適格基準」とは、本投資法人が本グリーンエクイティ・フレームワークにおいて定める以下の基準をいいます。

- ・対象設備が日本国内に立地していること。
- ・再生可能エネルギー発電事業計画について経済産業大臣による認定を受けていること。
- ・第三者である専門家の調査により、客観性及び透明性を確保した上で、潜在的にネガティブな環境面・社会面の影響を配慮していること。

なお、資金充当対象となるプロジェクトは、本投資法人の資産運用会社の審査基準に照らしリスク検証を実施した健全な事業運営が期待できるプロジェクトとしていますが、公共施設等運営権なども含む全てのインフラ資産が適格基準に該当するとは限りません。

（注 3）調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

（注 4）上記の各手取金は、2023 年 10 月 25 日（水）現在の東京証券取引所における本投資法人の投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

### 5. 今後の見通し

本日付で公表の「2024 年 5 月期の運用状況の予想の修正及び 2024 年 11 月期の運用状況の予想に関するお知らせ」をご参照ください。

### 6. 最近 3 営業期間の運用状況及びエクイティファイナンスの状況等

#### (1) 最近 3 営業期間の運用状況

	2022 年 5 月期	2022 年 11 月期	2023 年 5 月期
1 口当たり当期純利益（注 1）	1,393 円	1,942 円	1,179 円
1 口当たり分配金（利益超過分配金を	2,980 円	3,005 円	2,980 円

ご注意：本報道発表文は、グリーンエクイティとしての本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。



含む)			
実績配当性向 (注2)	100.0%	100.0%	99.2%
1口当たり純資産	87,956円	86,683円	85,257円

(注1) 1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数による加重平均投資口数で除することにより算定しています。なお、1円未満を切り捨てて記載しています。

(注2) 配当性向=分配金総額 (利益超過分配金は含みません。) ÷ 当期純利益 × 100

(2) 最近の投資口価格の状況

① 最近3営業期間の状況

	2022年 5月期	2022年 11月期	2023年 5月期
始 値	91,100円	90,100円	92,000円
高 値	92,400円	96,000円	92,900円
安 値	89,200円	89,900円	89,500円
終 値	90,300円	92,200円	90,100円

② 最近6ヶ月間の状況

	2023年 6月	2023年 7月	2023年 8月	2023年 9月	2023年 10月	2023年 11月
始 値	90,200円	90,300円	90,400円	90,700円	91,800円	91,000円
高 値	90,400円	90,700円	91,000円	92,600円	92,300円	91,400円
安 値	89,900円	90,100円	90,000円	90,700円	90,700円	90,800円
終 値	90,400円	90,300円	90,700円	91,600円	91,000円	91,400円

(注) 2023年11月の投資口価格については、2023年11月8日現在の情報を記載しています。

③ 発行決議日の前営業日における投資口価格

	2023年11月8日
始 値	91,400円
高 値	91,400円
安 値	91,200円
終 値	91,400円

(3) 最近3営業期間のエクイティファイナンスの状況

① 公募増資

発行期日	2021年12月1日
調達資金の額	6,976,960,000円
払込金額 (発行価額)	87,212円
募集時における発行済投資口の総口数	134,720口
当該募集による発行投資口数	80,000口
募集後における発行済投資口の総口数	214,720口
発行時における当初の資金使途	取得資産の取得資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	2021年12月以降
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額を充当済み

② 第三者割当増資

発行期日	2021年12月22日
調達資金の額	348,848,000円
払込金額 (発行価額)	87,212円
募集時における発行済投資口の総口数	214,720口
当該募集による発行投資口数	4,000口

ご注意：本報道発表文は、グリーンエクイティとしての本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分 (作成された場合) をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。



募集後における発行済投資口の総口数	218,720 口
割当先	みずほ証券株式会社
発行時における当初の資金使途	手元資金として将来の特定資産の取得資金の一部又は特定資産の取得に充当した有利子負債の返済資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	2021 年 12 月以降
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額を充当済み

③ 公募増資

発行期日	2022 年 6 月 1 日
調達資金の額	2,578,208,000 円
払込金額（発行価額）	83,168 円
募集時における発行済投資口の総口数	218,720 口
当該募集による発行投資口数	31,000 口
募集後における発行済投資口の総口数	249,720 口
発行時における当初の資金使途	取得資産の取得資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	2022 年 6 月以降
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額を充当済み

④ 第三者割当増資

発行期日	2022 年 6 月 29 日
調達資金の額	128,910,400 円
払込金額（発行価額）	83,168 円
募集時における発行済投資口の総口数	249,720 口
当該募集による発行投資口数	1,550 口
募集後における発行済投資口の総口数	251,270 口
割当先	みずほ証券株式会社
発行時における当初の資金使途	手元資金として将来の特定資産の取得資金の一部又は特定資産の取得に充当した有利子負債の返済資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	2022 年 6 月以降
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額を充当済み

⑤ 公募増資

発行期日	2022 年 12 月 1 日
調達資金の額	10,017,846,000 円
払込金額（発行価額）	84,897 円
募集時における発行済投資口の総口数	251,270 口
当該募集による発行投資口数	118,000 口
募集後における発行済投資口の総口数	369,270 口
発行時における当初の資金使途	取得資産の取得資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	2022 年 12 月以降
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額を充当済み

⑥ 第三者割当増資

発行期日	2022 年 12 月 21 日
調達資金の額	500,892,300 円
払込金額（発行価額）	84,897 円
募集時における発行済投資口の総口数	369,270 口
当該募集による発行投資口数	5,900 口
募集後における発行済投資口の総口数	375,170 口
割当先	みずほ証券株式会社
発行時における当初の資金使途	手元資金として将来の特定資産の取得資金の一部又は特定資産の取得に充当した有利子負債の返済資金の一部に

ご注意：本報道発表文は、グリーンエクイティとしての本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

	充当
発行時における支出予定時期	2022年12月以降
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額を充当済み

#### 7. 売却・追加発行等の制限について

(1) 一般募集に関連して、丸紅株式会社は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、当該募集の受渡期日から起算して180日後までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の売却等（但し、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸渡し等を除きます。）を行わない旨を合意しています。

みずほ証券株式会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しています。

(2) 一般募集に関連して、本投資法人は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、当該募集の受渡期日から起算して90日後までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の発行等（但し、一般募集、本第三者割当及び投資口の分割に伴う新投資口発行等を除きます。）を行わない旨を合意しています。

みずほ証券株式会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しています。

#### 8. グリーン投資口（グリーンエクイティ）

本投資法人は、投資口の発行を含む、環境問題への取組みを目的とするプロジェクトに係る資金調達（以下「グリーンファイナンス」といいます。）の実施のために、現在我が国及び世界の資本市場において幅広く認知されているESG（注1）投資に関連する基準及びガイドライン等であるグリーンボンド原則等（注2）で定められる4つの核となる要素（1. 調達資金の使途、2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス、3. 調達資金の管理及び4. レポーティング）を参照し、2020年12月7日付でグリーンエクイティ・フレームワーク（以下「本グリーンエクイティ・フレームワーク」といいます。）を策定しています。その後、一般募集及び本第三者割当に際し2023年11月9日付で本グリーンエクイティ・フレームワークを改定しました。なお、本グリーンエクイティ・フレームワークは、投資口の発行を含む資本性の資金調達（エクイティファイナンス）については、グリーン性等の評価に関する既存の原則・指針がないところ、昨今の投資家のESG投資に対するニーズの高まりを意識し、エクイティファイナンスについて第三者的視点で環境へのインパクトに関する評価を受けることを目的として、債券や借入金におけるグリーン性等の評価の指針であるグリーンボンド原則等を参照し、上記4要素を勘案したエクイティファイナンスにおける要件と枠組みを本投資法人として自主的に定めたものです。

そして本投資法人は、2023年11月9日付で改定した本グリーンエクイティ・フレームワークがグリーンボンド原則等の趣旨に準じるものであることを確認するため、第三者評価機関であるR&I（注7）に評価を依頼し、R&Iよりセカンドオピニオン（注8）を取得しています。本投資法人は、かかる第三者評価機関による評価を取得した上で、本グリーンエクイティ・フレームワークに則り本投資口をグリーンエクイティとして発行します。

（注1）「ESG」とは、環境（Environment）、社会（Social）及びガバナンス（Governance）の3つの分野を総称していいます。以下同じです。

（注2）「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021年版」（注3）、「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版」（注4）、「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2023年版」（注5）、並びに「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022年版」（注6）の総称を指します。

（注3）「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021年版」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能

ご注意：本報道発表文は、グリーンエクイティとしての本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。



を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されている、グリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「グリーンボンド原則」といいます。

- (注4) 「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2022年7月に改訂したガイドラインをいいます。
- (注5) 「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2023年版」とは、ローン市場協会（LMA）及びアジア太平洋地域ローン市場協会（APLMA）により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインをいい、以下「グリーンローン原則」といいます。
- (注6) 「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022年版」とは、環境省が2020年3月に策定・公表し、2022年7月に改訂したガイドラインをいい、グリーンローンについてグリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的として、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈が示されています。なお、R&Iによる本グリーンエクイティ・フレームワークの評価においては、サステナビリティ・リンク・ローンガイドラインは確認の対象外とされています。
- (注7) R&Iは、1975年に設立された格付機関であり、2016年よりグリーンファイナンス評価を提供しています。R&Iは、環境省よりグリーンボンド発行モデル事業の適合性確認業務を受託し、グリーンボンド発行支援者登録者（外部レビュー部門）（環境省が登録する、グリーンボンドの発行体に対して発行支援事業（外部レビューの付与、グリーンボンドコンサルティングの実施等）を行う者のうち、外部レビュー付与事業を行う部門をいいます。）にも登録されています。以下同じです。
- (注8) R&Iによる「セカンドオピニオン」は、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます。）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価すること、また、投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われることを前提としています。

以上

※本投資法人のホームページアドレス：<https://ji-fund.com/>

ご注意：本報道発表文は、グリーンエクイティとしての本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。